主文

被告人を懲役16年に処する。 未決勾留日数中140日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、いわゆる風俗店のマネージャーをしていたが、知人の風俗店従業員A, 客引きのB及びCを介して暴力団員のD, 同人の兄弟分で元暴力団員のEと知り合い、交際中の風俗嬢のFを介して風俗嬢のGとも知り合っていたところ、第1 E, D, C, A, F及びGと共謀の上、

- 2 日を不法に監禁しようと企て、同月9日午前2時10分ころ、E及びCにおいて、日を上記「ホテル」」204号室まで連行した上、そのころから同月10日午後1時ころまでの間、その両手両足を紐で縛り、あるいは交代で監視するなどして、同室、502号室及び909号室から退去することを不能にし、もって、同人を不法に監禁し、
- 第2 上記のとおり喝取したH名義のクレジットカードを使って人を欺いて購入名下に商品を交付させるなどしようと企て,
- 1 E及びBと共謀の上、平成13年7月10日、東京都b区c所在の株式会社 K紳士用品売場「L」店において、同店店員M外1名に対し、Eが同カードの正当 な使用権限を有しておらず、かつ、同カードシステム所定の方法により代金を支払 う意思もないのに、これらがあるように装い、同カードを提示して商品の購入方を 申し込み、Mをしてその旨誤信させ、よって、そのころ、同所において、同人らか らスーツ1着外6点(販売価格合計11万5000円)の交付を受け、もって、人 を欺いて財物を交付させ、
- 2 E, A及びBと共謀の上、同日、上記K紳士用品売場「N」店において、同店店長O外1名に対し、前同様に装い、同カードを提示して商品の購入方等を申し込み、Oをしてその旨誤信させ、よって、そのころ、同所において、同人らからスーツ1着外11点(販売価格合計44万8100円)の交付を受けるとともに、代金合計2200円相当のズボン3点の裾直しの便益を受け、もって、人を欺いて財物を交付させ、かつ、財産上不法の利益を得、
- 第3 E、D、C、A、B及びFと共謀の上、上記監禁から解放されたHが被害を 警察に届け出たことなどを知って、口封じのため、同人を逮捕監禁した上殺害し、 併せてその際同人から金品を強取しようと企て、
- 併せてその際同人から金品を強取しようと企て、 1 同月16日午前3時40分ころ、Fにおいて、同都d区f所在のカラオケルーム「P」にHを言葉巧みに誘い込んだ上、E及びCにおいて、その顔面を殴打し、胸部を足蹴にし、所携のナイフの刃先を突き付けるなどの暴行、脅迫を加え、E、C及びBにおいて、Hを上記ビル前路上まで引きずるなどして連行し、同所に停車中のA運転の普通乗用自動車後部座席に押し込み、C及びBも同乗し、同車を発進させ、途中車を換えるなどしながら、同区f所在のQビル前路上、同都g区所

在の駐車場「R」, 静岡県 h 郡 i 町所在の東名高速道路下り線 S サービスエリアを経由して, 同日午後 1 1 時ころ同県 j 郡 k 町所在の T に至るまで疾走させ, その間両手, 両足に手錠をかけるなどして, 同日午後 1 1 時 3 0 分ころまでの間, H を車から脱出することを不能にし, もって, 同人を不法に監禁し,

- 2 同月16日午前3時40分ころ、上記カラオケル―ムにおいて、Hに対し、 上記のとおり暴行、脅迫を加え、その反抗を抑圧した上、同人から携帯電話1台、 手錠2個及び自動車の鍵1個等数点を強取し、さらに、同日午前6時30分ころ、 上記「R」に停車中の普通乗用自動車内において、その反抗を抑圧された同人から 現金約3万円在中の財布を強取し、
- 3 同日午後11時30分ころから同月17日午前零時30分ころまでの間,上記Tにおいて,H(当時37年)に対し,Eにおいて,その上半身及び大腿部などをナイフで20数回突き刺し,Cにおいて,その背部を所携の日本刀で3回突き刺すなどし,よって,そのころ,同所において,Hを臓器等損傷により死亡させて殺害し.
- 130, 第4 法定の除外事由がないのに、同年9月下旬ころから同年10月12日までの間、東京都内又はその周辺のいずれかの場所において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって、覚せい剤を使用した

ものである。

(証拠の標目)

略

(補足説明)

1 弁護人は、判示第4の事実について、被告人には、その身体に摂取された物が覚せい剤であるとの認識がなかったので、故意がなく、無罪であると主張し、被告人もこれに沿う供述をするので、以下、有罪と認めた理由について、補足して説明を加える。

2 関係各証拠によれば、平成13年10月12日に採取された被告人の尿から覚せい剤反応が検出されたことが認められる。上記事実は、被告人が故意に覚せい剤を体内に摂取したことを強く推認させる。

を体内に摂取したことを強く推認させる。 被告人は、平成13年10月初めころDから覚せい剤と注射器を預かったことがあるが、覚せい剤を使用することには反対であり、これを使用したことはない、被告人が住んでいたアパート内の薬箱に前住者が置いていった赤い錠剤があり、これを尿採取の前日に安定剤と思って飲んだので、これに覚せい剤が含まれていたかもしれない、この錠剤を飲んだ際特段の変化はなかったと供述している。

しかし、もともと得体の知れない物を精神安定剤と思って飲むこと自体不自然であるし、覚せい剤特有の反応もなかったというのであるから、被告人の弁解を前提としても、被告人が覚せい剤と知らずに覚せい剤を摂取したものとは解し難い。結局、被告人の供述は、覚せい剤を使用していないということ以上のものではなく、何ら尿中から覚せい剤反応が検出された理由を合理的に説明するものではなく、上記推認を破るものではない。

したがって、被告人が故意に覚せい剤を使用したものと認められる。

(法令の適用)

被告人の判示第1の1の所為は、包括して刑法60条、249条に、判示第1の2、第3の1の各所為は、同法60条、220条に、判示第2の1の所為は、同法60条、246条1項に、判示第2の2の所為は、包括して同法60条、236条1項に、判示第3の2の所為は、包括して同法60条、236条1項に、判示第3の3の所為は、同法60条、199条に、判示第4の所為は、覚せい剤取締法41条の3第1項1号、19条にそれぞれ該当するところ、判示第3の3の罪について所定刑中有期懲役刑を選択し、以上は、刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により最も重い判示第3の2の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役16年に処し、同法21条を適用して決勾留日数中140日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、いわゆる風俗店のマネージャーをしていた被告人が、仕事先を探していたGから援助交際をしていたHからの借金120万円を返済しなかったため、Hにつきまとわれて困っているとの話を聞き、これを知人の暴力団員のDに伝えたことから、これを種に金を稼げると考えた同人及び同人の兄弟分の日を中心として同人

らの配下のC及びA並びに被告人と交際していたGの友人のFらと共に、判示第1、第2のとおり、被害者を監禁するとともに、同人方の鍵やキャッシュカードを喝取し、これらを利用して詐欺の犯行に及んだところ、約1週間後、居酒屋で被告人、C、F及びDの配下でいわゆるキャッチをしていたBが飲食中、Fから被害者が警察に被害申告したと聞知した被告人が殺すと怒鳴り出し、Eを呼び出し、その間にFに被害者を呼び出す電話をかけさせ、Aと共にやってきたEやその後やって来たGを交え、話し合った結果、Fが被害者をカラオケ店に連れ込んだところを、Eらにおいてさらい、口封じのために殺害することに話がまとまり、判示第3の犯行に及んだものである。

このように、本件は、暴力団員らが被害者の弱みにつけ込んで、監禁、恐喝等の犯行に及び、被害者が警察に被害届を出したことを知るや、被害者の口を封じ、自己らの刑責を免れるために、殺害を決意したもので、自己保身のためには他人の生命を奪うことに何らの躊躇も感じないその態度は、極めて反法的であり、強い非難に値する。

その態様は,Fが詐言を用いて言葉巧みに深夜a市の自宅から f に呼び出した被 害者をカラオケ店に連れ込み、E及びCにおいて、殴る蹴るの暴行やナイフを突き 付け、Bも加勢して、助けてと叫ぶ被害者を無理矢理A運転の普通乗用自動車後部 座席に押し込み、C及びBも乗り込み同車を発進させ、その後両手両足に手錠をか けるなどして同人の行動の自由を奪い、Eらは別の車で追走するなどし、 g区内の 駐車場で被害者を日本刀が積み込んである別の車に乗り換えさせ,Eの指示で,A が運転し、C及びBが同乗し、途中fで被害者の乗っていた車にAが乗り、2台の 車で東名高速道路Sサービスエリアに赴いた。その間、Eは、Dを通じて静岡県在住の知人から人里離れた本件殺害現場を紹介され、同日夕方Cらの待つSサービス エリアに赴き、被害者を被害者の車に乗り換えさせ、本件現場に赴いた。現場が暗 かったため、E及びCが懐中電灯や軍手を買いに行き、途中鍬2本を盗んだ上、現 場に戻った。助けてくれと懇願する被害者の願いを無視して、Eが車から引きずり 出し、Cと共にTに引きずっていき、斜面となっているところで助けてください、 許してくださいという被害者を2人して放り投げ、Eが命乞いをする被害者の頭部 目掛けて鍬で殴りつけ、更にナイフで胸腹部や大腿部を5,6回突き刺し、側溝に押し込んだ被害者に土をかけて埋めていたところ、被害者が這い上がろうとしてきたため、その背中を約20回突き刺し、更に土をかけた。Eが車に戻り、その指示によりAとBがベニヤ板を持って降りてきたとき、Cは被害者が地面に腰掛けるよ うに座っているのに気付き、とどめを刺そうと考え、Bに車から日本刀を持って来 させ、被害者の背中を日本刀で3回突き刺した。その後、日が被害者の上にベニヤ板を置き、その上で約10回ジャンプして踏みつけた。その結果、被害者は臓器等 損傷により死亡した。

このように、本件は、Eの主導のもと、共犯者らがそれぞれ役割分担して敢行された組織的犯行であるところ、その態様も甘言を弄しておびき出した被害者をEらが数人がかりで襲いかかり、有無を言わさず20時間もの長時間監禁し、その間人間らしき取扱いをすることも殆どなかった。ついには、深夜、人里離れたTまで連行し、両手足に手錠を掛けた状態の同人を車から引きずり出した上、放り投げ、命だけは助けてほしいという同人の最後の訴えにも全く耳を貸すことなく、情け容赦なく、同人を殺害している。正に残忍かつ凄惨で、極悪非道な凶行というほかはなく、良心のかけらも感じさせないその犯行には、慄然とせざるを得ない。

犯行後も、証拠品を投棄するなどの罪証隠滅行為に及び、何食わぬ顔で平然と従前の生活を続け、警察が捜査を開始したと知るや口裏合わせを行うなど犯行後の情状も芳しくない。

被害者は、Gらと援助交際をし、Gらに言われるまま親切心から金を貸したことが仇となり、Eらから金をむしり取る絶好の相手と狙い定められたことから本でのであるが、警察に被害申告するのは、被害者として当然の事で、何ら責められるべき点はない。被害者は、Fからのでは出しに応じた際、何らたにしていず、この点を落度と目するのは相当でない。被害者は長時間人間らられるではいることなく、被告人らに生殺与奪の権を握られ、最後には目隠するに、できない、できない、その無念さは察撃も、りある。被害者は高校の教師であり、多感な年代の子弟らにもたらした衝撃も死にもない。被害者は、3人兄弟の長男であり、被害者が行方不明になった後必での所在を探していた遺族が約4か月後に白骨化した被害者の死体を発見したとの

報に接し、変わり果てた姿に対面したショックは大きく、いまだその被害感情は厳しく、被告人らの厳重処罰を望んでいる。しかるに、みるべき慰謝の措置は講じられていない。

被告人の個別的役割をみるに、被告人は、Fから被害者が警察に被害申告したと聞知するや、これに憤激し、殺すと怒鳴り出し、Fに被害者を呼び出させた上、E及びDと被害者のら致、殺害を計画し、配下のC、A及びBをも使って犯行を遂行しており、本件犯行を発案した者であって、首謀者の1人といえる。

次に、その余の犯行についてみるに、被害者から金を巻き上げることができると みるや、暴力団員であるD及びEが中心となって6人という多数で敢行された典型 的な暴力団特有の粗暴な犯行であるが、被告人がDらに話を持ちかけたことが発 となっている。被告人らは、被害者を呼び出し、同人が公立高校の教師であるとと を知るや笠に着て、一層責め立て、約35時間被害者の両手足を紐で縛るなどした を知るや笠に着て、一層責め立て、約35時間被害者の鍵やキャッシュも 監禁し、Gへの貸金を放棄させるとともに、現金や被害者方の鍵やキャッシュも 影を喝取し、このカードを利用して店から商品を騙取し、判示第3の監禁中にも である。このように、被害者を長時間拘束し、骨の髄まで もいる。 をいるとしたものである。このように、被害者を長時間拘束し、骨の髄まで したスーツ2着等を取得している。 である。このように、覚せい剤の使用にまで及んでいる。

以上によれば、被告人の刑責は重い。

他方、被告人は、覚せい剤の使用の点を除き、事実関係を認め、反省の情を示していること、前科前歴がないことなど、被告人に酌むべき事情もある。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年5月23日

さいたま地方裁判所第1刑事部

(裁判長裁判官 金山薫 裁判官 山口裕之 嘉屋園江)